

# 札幌市工事検査実施要領

## (目 的)

第1条 この要領は、札幌市請負工事検査基準に規定するもののほか、本市の所掌する工事について行う検査に関し必要な事項を定め、良好な品質確保を図るとともに、工事の適正かつ効率的な施工の確保に資することを目的とする。

## (検査の実施)

第2条 検査は、次の各号に定めるときに行うものとする。

- (1) 請負工事 地方自治法234条の2第1項に規定する検査を行うとき。
- (2) 前号の規定にかかわらず、工事の施工の途中において工事管理室長（以下「室長」という。）、工事等担当部長が必要と認めたときは、検査を行うことができる。

## (検査を行う者)

第3条 検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

- (1) 工事等担当部長が所掌する工事にあつては、当該検査を厳正かつ適確に行うことができると認められる者のうちから、室長が検査員を指名する。
- (2) 室長は、検査のため必要があると認めるときは、前項の規程による検査員のほか、工事等担当部長と協議のうえ、当該工事担当部の所属職員のうちから検査員を若干名指名することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、設計金額（当該消費税等相当額を含む）が500万円未満の工事にあつては工事等担当部長が各検査ごとにその所属職員のうちから検査員を指名し、この基準の規定に準じて検査を行わせることができる。

## (検査の区分)

第4条 工事による検査区分は次の各号による。

- (1) 土木工事の検査を土木検査担当検査員が行う。
  - (2) 建築工事の検査を建築検査担当検査員が行う。
  - (3) 電気設備工事の検査を電気検査担当検査員が行う。
  - (4) 機械設備工事の検査を機械検査担当検査員が行う。
- 2 第1項の規定にかかわらず、複数の工種内容からなる工事の検査については、次の各号による。
- (1) 複数の検査区分に該当する工事のうち、それぞれの検査区分の設計金額（当該消費税等相当額を含む）が500万円未満の場合は、主たる検査区分の検査員が行う。
  - (2) 複数の検査区分に該当する工事のうち、それぞれの検査区分の設計金額（当該消費税等相当額を含む）が500万円以上の場合は、主たる検査区分の検査に併せ、それぞれ該当する検査区分の検査員も検査を実施する。
  - (3) 複数の工種が建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事の場合は、前2号の設計金額を、それぞれ下請け工事価格に当該消費税等相当額を加えたものと読み替える。
  - (4) 工事の内容が専門的または特殊な工事等で前3号によりがたい場合については、工事管理室との協議により検査区分を決定する。

## (検査の方法)

- 第5条 検査員が検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。
- 2 検査員は、検査を行うため必要があるときは、当該検査に係る工事を担当する職員又は請負人に対し、当該工事に関する設計図書若しくは資料等の提示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。
  - 3 検査員は、検査において必要と認める場合には、請負人に対し指摘事項、指導事項及び特記すべき事項を検査議事録（参考様式）に記載させることができる。なお、検査議事録は内容を確認の上、検査員、請負人、工事担当職員が各自所持するものとする。

**（検査の保留および継続）**

- 第6条 検査員は、書類の不備等の事由により工事目的物の出来形や品質の確認が困難なとき、また、その他検査を行うにあたり必要があると認めたときは、合否判定を保留し、室長に検査状況報告書（様式1）により報告し指示を受けなければならない。
- 2 検査員は、工事目的物の出来ばえ等について軽微な指摘事項があり、請負者から工事担当部経由で措置申出書（様式2）が提出される場合、検査状況を室長に報告し指示を受けるものとする。この場合、室長は、指摘事項の確認が終了するまで検査の継続を指示することができる。なお、指摘事項の確認は、請負者から提出される措置完了届（様式3）により行うものとする。
  - 3 第6条第1項または第2項の措置を行った場合、検査員はその旨を契約担当者に連絡するものとする。

**（検査合格の処理）**

- 第7条 検査員は、検査を終了したときは、遅滞なく（検査終了の日から2日以内）当該検査の結果について、別記様式の検査報告書により、室長を経由して契約担当部長に提出しなければならない。
- 2 検査員は、第6条第1項または第2項による検査を終了したときは、検査状況報告書、措置申出書及び措置完了届の写しを、室長を経由して契約担当部長に提出するものとする。

**（検査不合格の処理）**

- 第8条 検査員による検査の結果、工事目的物の出来形、品質及び出来ばえについて契約内容どおり履行されていないことを確認した場合、以下の各号により取り扱うものとする。
- (1) 検査員は、検査報告書の備考欄に契約図書との不適合内容を記載し、室長に報告しなければならない。
  - (2) 室長は、不適合内容について検査報告書を審査し、不適合と認めたときは不合格とし、当該検査報告書にその旨を明記し契約担当部長に送付しなければならない。
  - (3) この場合、契約担当部長及び工事等担当部長は、札幌市工事施行規程に基づき必要な措置を講じることとし、修補等が必要な場合は、工事等担当部長が修補指示書（様式4）により請負者に指示するものとする。
  - (4) 工事等担当部長は、前号により講じた措置の経過等を、かし修補措置報告書（様式5）に記載して検査報告書に添付し、室長を経由して契約担当部長に送付しなければならない。
  - (5) 室長は、かし修補措置報告書の内容を吟味し、修補等の技術的見解を工事管理室所見欄に記載するものとする。
  - (6) 検査員は、請負者によるかしの修補が完了し、工事担当部経由で修補完了届（様式6）が提出されたときは速やかに修補検査を行うこととし、修補検査が終了したときは遅滞なく（修補検査

終了の日から2日以内)当該検査の結果について、修補検査報告書(様式7)により室長を経由して契約担当部長に提出しなければならない。

(7) 検査員による修補検査の結果、修補指示書どおり履行されていないことを確認した場合の取扱いは、第8条第1号から第6号に準ずる。なお、その場合、検査報告書は修補検査報告書と読み替えるものとする。

(8) 修補の完了が契約工期内、もしくは修補期間(修補指示のあった日から起算して修補完了まで要した日数)が、請負者が工事の完成を通知した日から契約書のしゅん功期限までの日数を超えない場合には、修補検査報告書の検査結果は合格とし、それ以外の場合には、修補検査報告書の検査結果は「設計図書に適合」と記載する。

#### (再検査)

第9条 室長は、第7条の規定により提出された検査報告書を審査し、検査に異状があると認めたとときは、当該検査を行った検査員又はその他の検査員に再度検査を行わせるものとする。

#### (工事施工成績の評定)

第10条 検査員は、検査(修補検査を含む)を終了した場合には、別に定めるところにより請負工事成績を評定しなければならない。なお、第4条第2項に規定する複数工種からなる工事の検査を終了した場合については、主たる検査区分の検査員が評定を行うものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

この基準は、平成17年9月1日から施行する。

この基準は、平成20年4月1日から施行する。